第65号議案

和解及び損害賠償の額の決定について

上記の議案を提出する。

平成25年9月12日

提出者 東京都台東区長 吉 住 弘

(提案理由)

この案は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第 1項第12号及び第13号の規定に基づき提出します。

和解及び損害賠償の額の決定について

下記のとおり、和解し、損害賠償の額を決定する。

記

1 和解の相手方

個人

- 2 和解条項
 - (1) 東京都台東区は、平成22年6月27日に東京都台東区 立隅田公園において発生した負傷事故(以下「本件事故」と いう。)について、国家賠償法(昭和22年法律第125号) 第2条第1項の規定による損害賠償金として、相手方に対し て、金265万8,308円の支払義務があることを認め、平 成25年11月末日限り、当該損害賠償金を相手方に送金し て支払う。
 - (2) 東京都台東区と相手方は、本件事故に関し、本和解条項に定めるほか、何らの債権債務がないことを相互に確認する。
- 3 損害賠償の額

265万8.308円